

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

告示（選）

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………二

告示

●東京都告示第八百二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十日

東京都知事 小池百合子

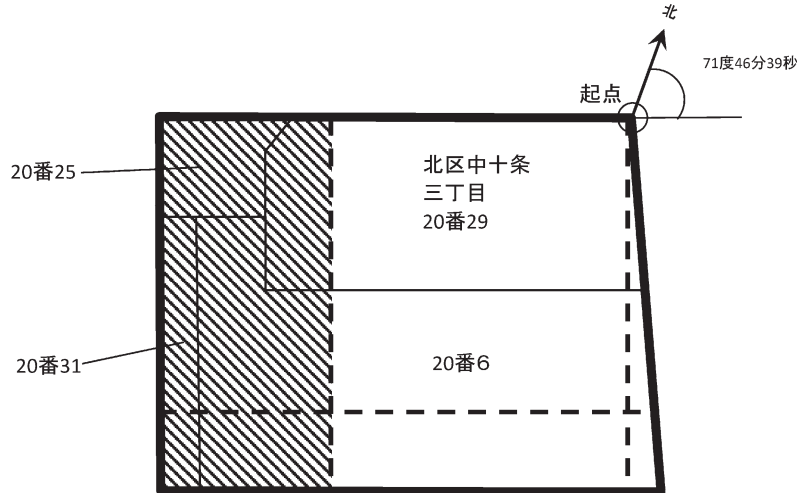
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区中十条三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【起点】

起点は、北区中十条三丁目
20番29の最北端とする。



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画

【格子の回転角度（71度46分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年七月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道大島循環線

二 指定する区間

大島町差木地字下小松二百十九番一地从前同町差木地字下フギ九十六番一
地内まで

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年七月十日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地
ホスピタルメント四谷大 新宿区大京町十八番七号
京町

●東京都選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五

十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年七月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

東海大学医学部付属東京 渋谷区代々木一丁目二番五号
病院

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

